

令和8年度 米子市児童文化センター 清掃仕様書

この仕様書は、作業の概要を示すものであり、現場の実状に応じ軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、美観又は建物の管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(1) 一般的事項

作業の実施にあたっては、次の各項に留意すること。

- イ 建物、工作物、機械器具等にき損を発見したとき又は損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けること。
- ロ 甲の行う業務及び第三者に支障を与えないこと。
- ハ ほこりを飛散させないこと。
- ニ 火気には特に留意し、引火性物質は絶対に使用しないこと。
- ホ 不衛生な処置をとらないこと。
- ヘ その他甲乙共に労働基準法に違反する作業を要求しないこと。

(2) 作業概要

作業は、次の各項により行う。

- イ 日常清掃（1名常駐）
毎日行う清掃及び必要に応じ常時行う作業をいう。
- ロ 定期清掃
休館日に、月又は年を単位として定期的に行う作業をいう。

(3) 清掃委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 作業時間

日常業務	平	日	午前8時～正午
	土・日・祝日		午前8時～午後2時

(5) 使用材料

本作業に使用する材料はすべて品質良好なもので素地を傷める事なく、美観を保つものとする。

(6) 日常清掃作業内容

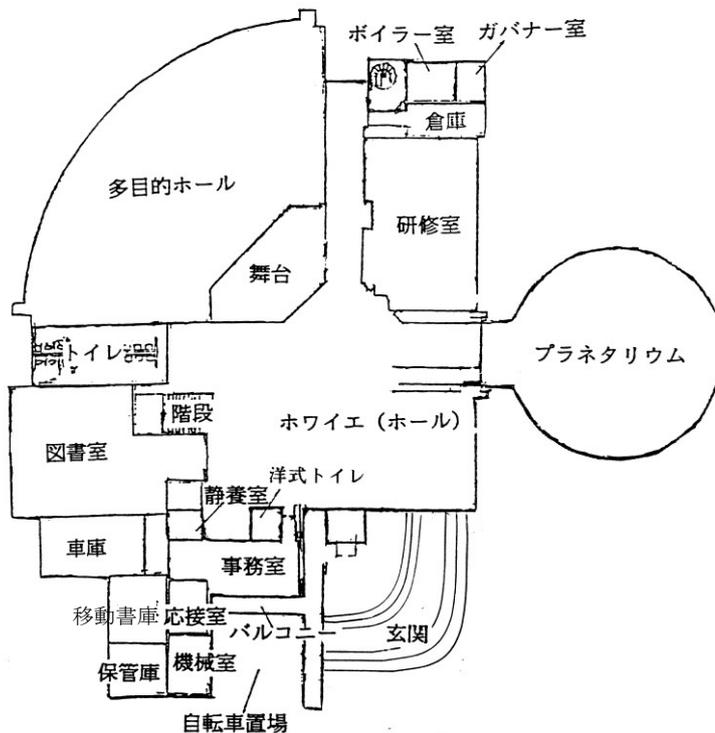
- イ 腰壁等で普通手の届く範囲に塵を認めた場合、ハタキを使用し入念にちり払いをすること。
- ロ カーペット面は電気掃除機等を使用し、Pタイル面等はダスキンほうき等を使用し、備品類で容易に移動できるものは移動して入念に行うこと、又Pタイル及びリノリューム等に汚れが残ったときは、固く絞ったモップで水拭きする。
- ハ カウンター、手すり等は、雑巾でから拭きすること。
- ニ 便器、洗面器などは、実状に応じて洗浄し、定期的に薬液で掃除すること。
- ホ 茶殻等は、所定の場所に捨て、容器は見苦しくないように手入れすること。
- ヘ 便所の隔壁、扉等は、雑巾で水拭きすること。
- ト トイレトペーパーは随時取り替えること。

(7) 定期清掃作業内容

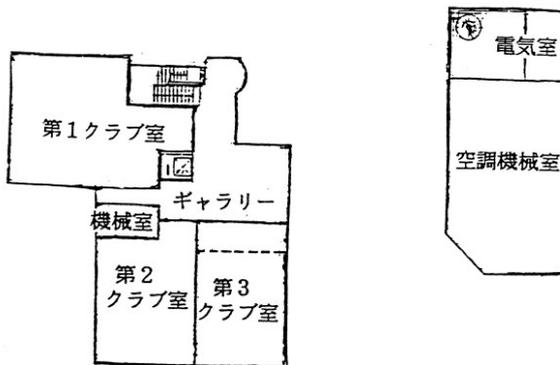
- イ Pタイル及びリノリュームは、最初荒掃除をし、次にクリーナーを用いて掃除の上、床に付着している汚物は指定剤で丁寧に完全除去し、石鹼温水をもって全面をポリッシャーで洗浄の上、汚水をふき取り、十分乾燥を待ってワックスを用い、均等に塗布の上、ブラシがけをし、ポリッシャーで磨き立てをする。
- ロ カーペットクリーニングは、専用洗剤でポリッシャーで清掃すること。
- ハ 扉、壁等で手あかのついた部分は、洗剤で入念に拭きとること。
- ニ ガラスは、洗剤等を用いて、汚れのないように拭きとること。
- ホ その他、場所と材質に応じて、一般的事項を留意し適正な方法で行うこと。

米子市児童文化センター 平面図

(一階)



(二階)



(三階)

